

福岡医療・福祉ものづくり研究会 会則

1. 本会は福岡医療・福祉ものづくり研究会と称し、事務局を公益財団法人飯塚研究開発機構に置く。

2. 本会の目的は、下記の通りとする。

- 1) 医工連携の推進
- 2) 医療・福祉分野における県内ものづくり中小企業の参入・取引拡大および技術力向上
- 3) 会員間における連携・交流の場の提供
- 4) 福岡県の医療・福祉関連機器ものづくり先進拠点化

3. 会員は医療・福祉分野へ参入している、これから参入を検討・目指したい県内ものづくり中小企業（本社県外で県内事業所を含む）を正会員とし、入会は企業単位とする。
また、本会の取組みを推進するため、下記の機関等を特別会員とする。

【特別会員】 医療・福祉機関、行政、大学・公設試験研究機関、医療・福祉機器メーカー・販売事業者 など

4. 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 勉強会 （参入事例・課題、市場・技術動向、制度・仕組み等の情報提供やディスカッション）
- 2) ニーズ調査・検討 （医療・福祉機関等からの現場ニーズの紹介、市場性・製造課題の検討 など）
- 3) マッチング （ニーズ×シーズ、テーマ立案、産学官・産産連携 など）
- 4) 会員連携による開発・試作・評価、販路開拓
- 5) 展示会出展
- 6) その他目的達成に必要な事項

5. 活動期間：令和8年9月8日から令和11年3月31日（予定）

6. 参加費：無料

7. 秘密保持

会員は本会で知り得た情報について、情報提供者の事前の同意なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。本会で紹介されたニーズをもとに試作等を行う場合は、連携する会員および事務局との間で秘密保持契約を締結するものとする。

8. 成果の公表

公益財団法人として事務局は公益性を鑑み、会員の利益に反しない範囲で成果等を公表することができる。

9. その他

この会則に定めるもののほか、本会運営に関して必要な事項が生じた時は協議を行う。

附 則

この会則は、令和8年6月8日より施行する。